# 令和4年第3回定例会 建設環境委員会 議案審査経過報告書

### 議案第58号 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例等の一部を改正する条例

- ○建築行為を伴わない既存の住宅を認定することのメリットはどういうものがあるか。
- ●認定することにより、建物自体の付加価値が高まると考えている。既存住宅を購入する場合については、良質な物件を安心して購入できるということも、購入者にメリットがあると思われる。また、購入者の方は、住宅ローンを活用する場合に所得税の減税対象となることから、税制面においてもメリットがある。今回の制度拡充が普及することによって、既存住宅の市場において良質な住宅の流通促進が図られると考えている。
- ○長期優良住宅というのはどういうものを対象とし、判断する基準は。
- ●定義として、長期優良住宅は数世代にわたり使用することを前提に考えている。腐食等に対して劣化対策を施したもの、大規模な地震においても使用可能となるような高い耐震性を有しているもの、床下や天井裏などについて点検が容易であるように維持保全についての配慮がされているもの、外壁や窓などの断熱性において省エネルギー性が確保されているもの、戸建て住宅に関しては75平方メートル以上の住戸面積を有しているものなど、一般住宅に比べて一定の基準を満たしている良質なものが長期優良住宅の認定対象である。今回の拡充された既存住宅での建築行為を伴わない認定制度については、認定するに当たり既存の状態を建築士等が現場確認し、長期優良住宅の基準に合致しているかを確認する。それから、認定後30年間の維持保全についての計画書も併せて作成し、定期的な維持保全、点検、改修に伴う資金計画等についても定めたものを提出することになる。
- ○長期優良住宅は、住宅ローンの減税などの優遇措置、地震保険の割引などが受けられる、補助金の対象 になる制度の内容は。
- ●国で取り組んでいる、こどもみらい住宅支援事業補助金、新築については所得税、登録免許税、不動産 取得税等の優遇措置がある。金利的なメリット、それから地震保険についても、優遇するような制度を 設けている。新築時等については相当なメリットがあると思われる。
- ○増改築やリフォーム等を行って家を売買するような事業者に、長期優良住宅制度の利用を促進するように、周知を図られたい、との意見。

# 議案第59号 令和4年度狭山市一般会計補正予算(第5号) 歳出8款 土木費

- ○国道16号線から狭山台方面に向かう、東京狭山線の滞留長を60m、40mとは、どのようなことか。
- ●滞留長に関しては、東京狭山線の国道16号線から狭山台方面に向かって、狭山市駅東口加佐志線と接続する新規交差点において40メートルから67.7メートルに、大型商業施設前交差点は30メートルから55メートルに右折帯滞留長を長くするよう県警本部より指示を受けた。

- ○委託する事項は何か。
- ●図面の訂正業務となる。平面図の縦断の設計、横断の設計、設計図の作成と、それに伴い、その図面を 基に数量の計算をする業務が250万円の内訳となる。
- ○右折する場所の路面標示を変えるだけでいいのではないか。
- ●右折帯と併せて中央分離帯の改修工事も伴い、構造物等の撤去もあることから修正設計を必要とする。
- ○天岑寺から出て、これまでは右折して国道16号に向かうことができたが、左折しかできなくなる可能性があるのか。
- ●その案件に関して、ただいま警察と協議を進めている。
- ○東京狭山線の狭山市駅加佐志線との交差点を長い右折帯にすれば、ひどい渋滞にはならないという想 定で造るのか。
- ●交通量を基に解析した結果となっている。
- ○総合的に交通安全のことも考えて、道路築造になるのか、警察協議をして、渋滞が緩和できる方向で協議されたい、との意見。

# 債務負担行為

- ○この債務負担行為が発生する物件の場所は。
- ●地区内の一番南側にある金融機関である。
- ○令和4、5、6年の3年にわたる長期の債務負担行為となった理由は。
- ●地権者から提出された工程表を考えると、設計と実施設計、鉄骨の発注などを踏まえて、建築工事に実際にかかるのが令和5年3月となる。そこから10ヵ月程度、新築工事を行って、新築工事が完成するのが令和5年12月、それから店舗を新しいところに引っ越しする形になり、それに1ヵ月程度。さらに、その店舗を解体するのに3.5ヵ月程度かかるということから、実際の土地の引渡しが令和6年5月頃の予定となっている。その引渡しを受けた後に残額分を支払いすることから、3年間の債務負担を計上した。

# 議案第63号 令和3年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について

歳出4款衛生費及び8土木費並びにこれらの歳出に関連する歳入15款使用料及び手数料、16款国庫 支出金、17款県支出金、18款財産収入及び22款諸収入 について

# 4款衛生費 1項5目環境対策費~7目上下水道費 2項清掃費

○環境基本計画推進事業で新たに環境基本計画を策定した。CO₂削減の第2次目標はクリアしたが、長期の目標に関しては、より一層の努力が必要である。当該年度以降、どのように削減する予定か。

- ●公共部門から率先して行う。国が示している具体的なロードマップがあり、4つの工程を経て脱炭素を図っていく。まず1つ目が徹底した省エネの実践、次が再エネの導入、その次が利用形態に応じた利用エネルギーの転換を図る。さらには森林吸収などのオフセット対策を検討していく。本市においても、施設や設備の整備の脱炭素に関するガイドラインが必要になってくると認識している。
- ○新しい環境基本計画に沿って、企画財政部と連携を図り、СО₂削減の取組を実施されたい、との意見。
- ○令和3年度、井戸水から環境基準を超える物質が検出された。また、工場・事業所への立入り検査で、 25の事業所に39回立入りして、そのうちの6事業所の水質が基準を超過していた。その後、どのような 行政指導を行って、その結果、その水質はどう改善されたか。
- ●昨年度の6回の行政処分の内訳は、軽微な注意喚起に該当する注意 I が2事業所、もう少し重い注意 II が3事業所、さらに重い勧告 I が1事業所であった。また、行政指導をして、翌年の状況を確認しているが、事業所によって対応が異なり丁寧に対応している。
- ○正しい基準にならない場合には、それ以上の強い指導や、保健所等と協力してできないものか。
- ●指導の際、改善計画書を提出させ、この計画に沿って対策をした場合には、改善報告書を提出させている。昨年度に関しては、主に浄化槽関係で指導した。市内の小学校で超過している事例では、施設の老朽化や、児童数の減少などによって排出量が変化し、設置当初の浄化槽の機能が発揮されなくなっている。行政指導を行い、伴奏しながら問題解決に向け指導している。
- ○教育委員会と情報共有し、浄化槽の更新を含め改修をされたい、との意見。
- ○墓地等の経営許可等に関する事務について、102件の墓地等の改葬を許可した。令和2年度を見ると、 別の形態へという表記で69件になっている内容は。
- ●墓地の改葬に関しては許可が必要であり、改葬の許可に関しては、お墓の移設とか、墓じまいのケースがある。
- ○近年、改葬とか墓じまいがクローズアップされている。環境課で許可を出しているが、今後増えてくる ことが想定されるので、事務についても適切に対応されたい、との意見。
- ○環境衛生事業で、雑草の管理で相談を受けたときには、どのような対応をしているか。
- ●敷地所有者を確認し、文書にて苦情・相談が寄せられている旨の通知と、雑草の処分依頼をしている。
- ○空き地の雑草についての相談が増えている実情がある。市民からの相談であり、丁寧な対応されたい、 との意見。
- 畜犬の管理事業費について登録頭数が7,361頭であり、狂犬病予防注射を行った数は5,269頭である。接種率が71.6%と、約3割は接種していないが、接種率の向上に向けた取組は。
- ●昨年度は11月に予防注射未接種の方に通知を発送すると同時に、動物病院にも啓発依頼を行っている。
- ○登録頭数と飼育頭数の乖離を是正し、狂犬病予防注射の接種率向上に向けてさらなる取組を実施され たい、との意見。

#### 8款土木費

- ○長期優良住宅普及に関する認定申請が、令和2年度決算で97件となっている。当該年度が152件であるが、増加している理由は。
- ●長期優良住宅認定制度は開始して13年経過しており、制度が広く認知されてきた。建築確認申請の件数も、令和2年度に比べ令和3年度については約80件増加している。建築確認申請の件数に連動して長期優良住宅の申請件数が増加した。
- ○長期優良住宅の認定について申請制度が拡充され、高機能住宅が増加していくことは、環境対策にも つながるため、さらなる周知を徹底されたい、との意見。
- ○水路維持管理事業において、水路の施工箇所の優先順位をどのように決めたのか。
- ●市民の要望などから情報を得て軽微なものは技能労務職員により対応するとともに、その他のものは 危険度を考慮し、随時対応をしている。台風や豪雨などの大雨が予測される場合は事前パトロールを 行い、維持管理に努めている。
- ○溢水のおそれがある箇所については、市民の要望を待つことなく、計画的な雨水対策を実施された い、との意見。
- ○都市計画管理事業の住環境整備の居住支援相談会の開催が、令和2年に2回行われていたものが、令和3年では、1回しか開催されていない理由は。
- ●コロナの蔓延等の状況があり、1回の開催となった。
- ○高齢者、障害者、ひとり親世帯などの安定した住まいの確保について、県の安心ネットワークが主催 している、生活支援的な相談については、市も応援していることを周知されたい、との意見。
- ○生垣の推奨奨励補助金交付要綱については、危険ブロック塀の解消にもつながるので、制度の見直し を図り、拡充する考えは。
- ●この要綱を制定したころにはなかった、カーボンニュートラル政策も出てきている。関係所管等と調整して検討していきたい。
- ○危険ブロック塀を撤去して、そこに生垣をつくることを奨励してほしい、との意見。
- ○自治会が管理している公園について自治会員の高齢化により除草作業等が困難となっている。刈払機 の購入等の助成制度はあるか。
- ●自治会へ管理委託している公園について、機械購入などの補助制度はないが、1公園6,000円の均等割と、平米当たり33円での有償委託となっている。
- ○自治会が管理している公園は、地域コミュニティを形成する大事な要素であり、管理するための予算 拡充を図られたい、との意見。
- ○河川敷で不法にバーベキューをする人が急増したため、公園の利用者が、駐車場を占拠され、利用できないことがある。公園利用の駐車場の管理に関しての考えは。
- ●キャンプブームなどもあり、アウトドアレジャーの需要が増えていると認識している。ごみの不法投

棄も散見され、川越県土整備事務所により、幅を狭めた柵を設置するなど、車両の出入りを厳格に制限している。新たな駐車スペースの占用も視野に入れ、今後も注視していく。

- ○河川敷はスポーツ施設も兼ねて設置しており、目的外使用の駐車対策も含め、公園利用に支障がないような対応をされたい、との意見。
- ○智光山公園管理事業において、緑の相談所は、利用者に喜ばれている有用な施設である。管理事務所 へ統合するなど、公共施設整理の対象となっているのか。
- ●智光山公園にある当該施設も対象になっている。他の公共施設との関係もあり、近々に緑の相談所を 併合・除却する具体的な検討は、まだなされていない。
- ○緑の相談所は、若者から高齢者に至るまで、広く利用されている施設であり、現在の場所で運用されたい、との意見。
- ○智光山公園にワーケーションキャンプ場がオープンした。利用状況と宣伝状況は。
- ●料金改定した際、シミュレーションで使った稼働率を目標値として設定している。ソロキャンプ以外、ほぼ目標どおりか、目標を上回っている状況である。梅雨に入った6月は、風雨がしのげ、ワーケーション環境整備としてエアコンの設置もある宿泊棟は目標値をクリアした。
- ○公営住宅の募集については、6月の登録者のほうが12月の登録者よりも優先権があるのか。
- ●6月が最初の募集であり、12月に追加募集で登録された方より優先順位が上になる。
- ○公営住宅の募集については、年度末の3月に全ての人が入居できるようにされたい、との意見。
- ○公営住宅の空き部屋を少なくする努力は、今までどのようにされてきたのか。エレベーターをつける ことも検討しなくてはならないのでは。
- 4 階・ 5 階の高層階は空き部屋数が多くなっている。エレベーターについては、多額の費用がかかる 投資になるので、総合的に判断しなければならない厳しい現状がある。
- ○公営住宅については、災害時などに緊急入居する部屋を確保する必要もあるが、空き室数を30室程度 にされたい、との意見。

## ○要望指摘事項

- 1 橋梁の長寿命化計画に基づいた、重要度の高い16橋をはじめ、橋梁について点検を確実に実施されたい。
- 2 都市基盤整備全般に係る事業が円滑に進められるよう、予算の確保と執行を積極的に実施されたい。
- 3 市営住宅の入居登録者については、優先世帯の事情を考慮したうえで、エレベーターの設置等、構造 的改修を図り、100%入居できるようにされたい。

## 議案第67号 令和3年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○4億7,500万円の剰余金について、8,688万7,880円は、自己資本金に充当した。残りは減債積立金に入

れるが、理由は。

- ●8,688万7,880円については、令和3年度予算において議会の議決を経て、減債積立金から取崩すこととした。資本的収支決算の不足額の補塡財源として使用したため、自己資本金へ組入れる予定である。残りの約3億8,800万円について、減債積立金へ積立てることとした。
- ○8,688万7,880円は、結局この減債積立金で補塡したものの補充になるわけだが、減債積立金は幾らあるか。
- ●令和3年度末の残高は4億4,311万4,743円である。

# 議案第68号 令和3年度狭山市水道事業会計決算認定について

- ○安定的な経営ができた一番の大きな要因は。
- ●収入の大半を占める水道料金収入は、節水意識の高まりや給水人口の減少に伴って減収となったが、企業債の償還が進んだことにより、支払利息が大幅に減少したことなどから費用が減少となり、給水収益の減少幅と、支払利息や人件費など費用の減少幅を比較すると、給水収益減少幅のほうが小さかったためである。

# 議案第69号 令和3年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- $\bigcirc$  4億2,387万7,078円を減債積立金に充てると、積立額はいくらになるか。また、内部留保資金はいくらか。
- ●減債積立額は約7億6,500万円であり、令和3年度末の内部留保資金は約22億円になる。

# 議案第70号 令和3年度狭山市下水道事業会計決算認定について

- ○経営の状況は大きく変わらないと思うが、利益が出た原因は何か。
- ●台風等の影響が少なかったことで、不明水に対する経費が減少し、流域下水道維持管理負担金が減ったことと、水道事業と同様に、企業債の支払利息が大幅に減少したためである。